

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		一者応札の改善	過去の類似入札における入札者等や、当該分野の類似事業者等を調査し、積極的に入札案内を行う。	競争性の向上	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が1者の場合、積極的に入札案内を行う。	継続	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が1者の場合、積極的に入札案内を行った。	A	前年度上半期に一者応札であった調達案件(1件)が複数応札に改善した。	特に、前年度一者応札であった入札について、新規事業者に入札案内をする等、積極的に入札案内を行った。	R5	特殊性のない一般競争入札については、概ね一者応札は改善されている。他方、地域性や特殊性がある一般競争入札の案件では、対応できる事業者が少なく一者応札となりやすい。	一者応札の改善傾向にあることから、継続的に取組む。
			公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とする。	事業者への配慮	B	H25	すべての一般競争入札に適用する。	継続	B	H25	公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とした。また、業者の利便性の向上のため、物品役務の入札において仕様書等の書類を電子データで提供した。	A		業者の準備期間を確保することができた。			
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行う。	競争性の向上		H31	すべての指名競争入札に適用する。	継続	A	H31	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行った。	A	すべての指名競争入札に適用した。前年度上半期と同様、辞退事業者の抑制が見られ、応札率は引き続き高水準を維持した。	—	R5	事前に受注能力を確認した上で指名しても、その後の事業者側の事情変更により辞退となることがある。	一定の改善が見られることから、継続的に取組む。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった案件について一覧表を作成し、個別案件の要因検討に資する。一覧表の更なる充実を図る。		A	R2	事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等を調査した上で要因分析を行い、一覧表を作成して庁内で共有することにより対応策の検討を図る。	継続	A	R2	一者応札となった案件について一覧表を作成し、個別案件の要因検討に資する。	A	一者応札が継続はしていないが、一者応札になりやすい入札について、要因を分析した。	一者応札とならないよう、仕様書の内容をより具体的に記載するよう心がけた。	R5	一者応札が継続はしていないが、一者応札になりやすい入札は、地域性や特殊性があるものであり、対応できる事業者を増やすことが困難である。	入札に対応できる事業者を増やす方法を引き続き検討する。
			一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討し、外部有識者に意見を伺う。		A	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は、公募を実施した上でそれを確認し、外部有識者に報告する。	継続	A	R2	一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討した。	A	—	一者応札が継続はしていないが、一者応札になりやすい入札について、公募の実施を検討した。	R5	公募へ移行すると、特定事業者が勝ち負うことが前提となるため、一般競争入札と比べて競争性が働かなくなる。	一者応札が継続する案件については、引き続き事業者へのヒアリング等を行う。
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、これまで紙入札対応としていた一部案件についても本庁、地方支分部局共に電子調達システムにて電子入札を行えるよう検討する。		A	R5	電子入札案件数を高めるため、これまで紙入札対応としていた一部案件について、電子調達システムへ移行できる案件を精査し、可能なものから電子入札を行えるようにする。	継続	A+	R5	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、これまで紙入札対応としていた一部案件についても本庁、地方支分部局共に電子調達システムにて電子入札を行えるよう検討した。	B	物品・役務等の一般競争入札案件79件のうち、55件(本庁43件、地方12件)の約70%を電子調達システムに掲載することで電子入札を可能とした。 <本庁> ・電子入札率:約42%(18件/43件)(前年度:約33%(18件/54件)) ・電子契約率:約17%(3件/18件)(前年度:約22%(4件/18件))。 <地方支分部局> ・電子入札率:約67%(8件/12件)(前年度:100%(12件/12件)) ・電子契約:実績なし(前年度:実績なし)。	従来、紙入札対応としていた工事件件について、試験的に本庁では2件、また、地方支分部局では1件を、それぞれ電子入札にて実施した。	R5	これまで紙入札対応としていた工事の入札等の一部案件は、電子調達システムだけで業務を完結させることが構築上できないことが判明した。	電子調達システムだけで完結しない業務の部分について、代替措置等によって継続して実施できるか検討する。

その他の取組

調達改善計画		令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日~9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続	—	事前の案内により、業者の準備期間が設けられ、応札者の拡充になると考える。
オープンカウンター方式の更なる拡充	継続	上半期に2回実施した。	—
海外出張経費の精算及び高速料金の支払いに当たって、引き続きクレジットカード決済を実施する。	継続	海外出張経費の精算をクレジットカード決済で行えるよう、コーポレートカードを発行した。	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間: 令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【岸上恵子 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取日【10月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて</p>	<p>様々な要因による担い手不足等があり、潜在的な応札可能事業者が減少しているように見受けられる。既に取り組まれているが、引き続き、入札公告期間を十分にとること、事業者の受注能力の事前把握、ヒアリングの実施、内容によっては調達(工事実施)時期を柔軟に考える等の施策に粘り強く継続的に取り組むことが重要である。</p>	<p>工事案件の調達に当たっては、引き続き余裕を持った公告期間をとることはもとより、応札・受注可能性を高めるべく、必要に応じて事業者への事前ヒアリング等により、工事実施時期の柔軟な変更等、応札者の拡充に資する施策に継続的に取り組んでいく。</p>
	<p>調達事務のデジタル化については、導入により、業務が効率化されたか否か、事後的な検証を行うことも有用と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、デジタル化の業務効率化については、今後検証を行っていく。特に工事案件の調達において、試験的に電子調達システムを導入したが、物品、役務等の調達に比べ、事務作業が増加しているため、要因の分析も合わせて行っていく。</p>